

○厚生労働省訓第 2 号

(部内一般)

厚生労働省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 4 日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の厚生労働省所管国有財産取扱規程（平成 13 年厚生労働省訓第 29 号）の規定にかかわらず、国立感染症研究所の所属に属する国有財産に係る令和 6 年度以前の決算に関する事務及び庁舎等使用現況及び見込報告書に関する事務については、健康・生活衛生局感染症対策部長が残務を引き継ぐものとする。